

申告に必要なもの

申告項目	必要書類	「添付」又は「提示」
事業・営業等の所得	総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「収支内訳書」	「添付」 申告書と一緒に提出する
事業・農業所得		
不動産所得		
配当所得	特定口座年間取引報告書や支払通知書など	「添付」又は「提示」は不要
給与所得・公的年金等所得・退職所得	源泉徴収票	
報酬等（講演料やシルバー人材センターなど）や個人年金など	支払明細書などの収入金額がわかるもの	「添付」 申告書と一緒に提出する
社会保険料控除	領収書など令和6年中の支払いの確認できるもの（国民年金保険料については『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』）	「添付」又は「提示」 添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出する 又は 提出する際に提示する
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書	
生命保険控除	生命保険などから発行された控除証明書	
地震保険料控除	損害保険会社などから発行された控除証明書	
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳や、65歳以上の方で障害者に準ずるとして健康長寿課が発行した「障害者控除対象者認定書（※）」など ※12月末現在、障害者控除対象者となる方へ送付しました。12月末現在申請中の一部の方、12月末日までに死亡した方などへは送付していませんので、健康長寿課（☎86-2823）へお問い合わせください。	
寄附金控除	寄附した団体などから交付された寄附金の受領証など	「添付」 申告書と一緒に提出する
医療費控除	・医療費控除の明細書（受診者・病院ごとに分けて合計額を記載したもの） 国税庁ホームページ「医療費集計ホーム」＜リンク https://www.keisan.nta.go.jp/r5/syotoku/ta_iryohi_for ・医療費通知（原本） 医療費通知（原本）を添付し、明細の記入を省略する場合があります。 保険者番号及び被保険者等記号・番号部分がある場合は、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。	
※セルフメディケーション税制との選択制です。一度どちらかを選択し申告すると、変更できません。 ※領収書等は5年間保管が必要です。	・各種証明書等（おむつ証明など）	

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) ※医療費控除との選択制です。一度どちらかを選択し申告すると、変更できません。 ※領収書、健康の保持増進などの為に一定の取組を行ったことを明らかにする書類は5年間保管が必要です。	・セルフメディケーション税制の明細書(薬局などの支払先ごとに合計額を記載したもの)	「添付」申告書と一緒に提出する
マイナンバーの記入に際し必要なもの	○ マイナンバーカードをお持ちの方 マイナンバーカード(個人番号カード) ※写しを添付する場合は、表面及び裏面の写しが必要です。 ○ マイナンバーカードをお持ちでない方 ①番号確認書類及び②身元確認書類 通知カード(※)または住民票(マイナンバーの記載があるものに限る)のうち、いずれか1つ ① ※令和2年5月25日時点で交付済かつ記載事項に変更がない、もしくは正しく変更手続きがとられているもののみ + ② 運転免許証 ・在留カード パスポート ・健康保険証 などのうち、いずれか1つ 扶養親族の個人番号は、申告者本人が確認したうえで記載していただきますので、申告書提出の際に、扶養親族分の書類を添付又は提示いただく必要はありません。	ご自身で作成した申告書を窓口や郵送にて提出する場合は、写しを申告書と一緒に提出する 又は 町や桑名税務署で申告書を作成する場合は、原本を提示する